

おり、神戸においては神戸市電従業員組合は地方協議会への加盟を決定しておるのであつて、大阪地方においても多くの單獨團體を加盟せしめなくてはならぬことは多言を要しない。

この地方協議会をより大衆的な機関たらしむるためには同盟各團體間の地區的な協議機關並に直接なる利害關係の強い産業別並に資本別的な協議機關が持たれる必要があつて、社大衆黨の活動を助くる意味においても絶対に必要である。

この地區協議機關への参加は大阪聯合會の各組織が個別的に参加するのではなく、地區協議會が此の主體とならなくてはならぬことは、全組織の参加を期する上から、統一せる方針の遂行のためにも絶対に必要である。

(四)同盟の統一方針第三項は全労働組合の統一の熱意と我が全國労働が独自の立場に於いて活動すべき分野とを明示されておる。大右翼結成、大左翼結成の如き分裂主義的傾向は現在尙多く存する。これを克服し、全體的なる統一をなすための全國的協議機關の設立の機運を起し、これの實現を促進しなくてはならぬ。

(五)統一運動の具體的遂行は常に全國的、全體的觀點より行はれなくてはならぬ。然るに今日迄の數多くの統一運

動は、それが部分的統一運動たるにかゝらず統一運動の全體性を把握せるが如き觀念によつて行はれ、或は正しき統一をのぞむものといへどもかすに日時を持つてせず焦燥に統一を完成せんとしたところ、失敗の多くの原因があつたのである。

吾々の統一は闘争力の強化が期せらるゝことを絶対に必要とするが故に、かへつて闘争力を弱めるが如き統一には反対せざるを得ない。たゞ特殊なる條件によつて闘争力が強化し全體的統一運動の線に背くことのないときにおいては又部分的統一合同をも拒むものではないのである。

### 實行方法

- 一、理事會は産業別整理の具體案を作製し、大阪聯合會に各組合の分野を示すべき細則の制定を要請すること
- 二、理事會は各地區における大阪聯合會の所屬各組合に對して地區協議會の結成を提議すること
- 三、大阪聯合會を通じ日本労働組合會議に加盟せる大阪地方に於る各組合に對し地方協議會の組織を提唱すること
- 四、全國労働中央委員會に對し全國協議機關の組織のため機運促進の活動をなすべきことを上申すること
- 五、本案に基きたる統一方針議案を大阪聯合會大會に提案

すること  
六、其他理事會一任

## 産業労働法制定要求に

### 關する件

#### 提案理事會

#### 決議

労働は産業の基礎的條件をなす。此の労働の確認による左記要綱に基く労働立法の制定を期し精神的實効的に展開せんとするものである。

#### 要綱

- 一、労働法典の制定
- イ、自主的労働組合法の制定
- ロ、團體協約法の制定
- ハ、罷業權の確保
- ニ、労働時間法の制定
- ホ、賃銀法の制定

#### 1 最低賃銀法

- 2 賃銀並に諸労働條件の法による保障
- へ、失業保險法の制定
- ト、船員保險法の制定
- チ、養老疾病年金法の制定
- リ、健康保險法の改正
- ヌ、工場法鑛業法の改正並に商店法の制定
- ル、共済組合の自主的法制化
- ヲ、労働教育制度の徹底
- ワ、争議調停法の改正

#### 二、産業政策

- イ、労働權の確保
  - ロ、重工業及重要産業の社會化の爲めの政策
  - ハ、産業統制の諸政策
  - ニ、熟練労働保持の政策
  - ホ、工業生産組合の法認
  - へ、新産業助長のための政策
  - ト、大衆購買力増進の政策
- 三、國際經濟政策
  - イ、原料資源の國際的合理化
  - ロ、ダンピング競争の廢止